

# 一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス定款

## 目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
- 第3章 資産及び事業計画等（第5条～第12条）
- 第4章 評議員（第13条～第17条）
- 第5章 評議員会（第18条～第25条）
- 第6章 役員（第26条～第34条）
- 第7章 理事会（第35条～第42条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第43条～第46条）
- 第9章 公告の方法（第47条）
- 第10章 雑則（第48条）

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスと称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、水道・電気・ダム関連事業を通じて、水道や再生可能エネルギーの安定供給に資することにより、地域住民の生活環境の維持向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道、電気、ダム関連事業等の業務、施設に係る維持管理業務及び運転管理業務に関すること。
- (2) 水道及び発電施設に係る技術支援に関すること。
- (3) 水道及び再生可能エネルギーに係る普及啓発に関すること。

- (4) 水道料金に係る事務、量水器の点検及び未納整理業務に関すること。
- (5) 労働者派遣事業に関すること。
- (6) 警備事業に関すること。
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

**第5条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 貸借対照表に記載された資産
- (2) 事業に伴う金品
- (3) 資産から生じる金品
- (4) 寄付金品
- (5) その他の資産

(資産の種別)

**第6条** 資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うため、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

**第7条** 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

**第8条** 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を得て定める。

- 2 資産のうち、現金は、安全かつ確実な金融機関に預け入れ、又は公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

**第10条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第11条** この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度、理事長が作成し、その年度の開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第12条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### **第4章 評議員**

(評議員)

**第13条** この法人に評議員5人以上9人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第14条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 次のア及びイに該当しない者であること。

- ア 一般法人法第65条第1項に規定する者
  - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1項に規定する者
- (2) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ウ 当該評議員の使用人
  - エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
  - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (3) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
  - イ 使用人
  - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - (ア) 国の機関
    - (イ) 地方公共団体
    - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事及び職員を兼ねることができない。

（評議員の権限）

**第15条** 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項の決議に参加する。

（評議員の任期）

**第16条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

**第17条** 評議員に対して、各事業年度の総額が10万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給するほか、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができるものとする。

## 第5章 評議員会

（評議員会の構成）

**第18条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

**第19条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分又は除外の承認
- （8）その他評議員会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

**第20条** 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に開催するほか、臨時評議員会として3月及び必要に応じて開催する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の招集)

**第21条** 評議員会は、一般法人法に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

ただし、評議員の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の定足数)

**第22条** 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(評議員会の決議)

**第23条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

この場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 役員解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他の一般法人法で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

**第24条** 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が、評議員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第25条** 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「一般法人法施行規則」という。）第60条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員を設置)

**第26条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 常務理事 1人又は2人

(3) 理事（理事長及び常務理事を含む。） 5人以上9人以内

(4) 監事 2人

2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第27条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 第14条第2項の規定は、役員を選任に準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは「理事又は監事」と読み替えるものとする。

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員<sup>の</sup>兼務<sup>の</sup>禁止)

**第28条** 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(理事<sup>の</sup>職務<sup>及</sup>び権限)

**第29条** 理事は、理事会を構成し、一般法人法及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、一般法人法及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を処理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序でその職務を代理し、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序で、代表権を除くその職務を行う。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事<sup>の</sup>職務<sup>及</sup>び権限)

**第30条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、一般法人法施行規則第36条で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員<sup>の</sup>任期)

**第31条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員<sup>の</sup>解任)

**第32条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項第1号の規定により役員を解任しようとするときは、評議員会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬等)

**第33条** 役員に対して、各事業年度の総額が800万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給するほか、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができるものとする。

(事務局及び職員)

**第34条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。  
ただし、重要な職員の任免に当たっては、理事会の議決を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(理事会の構成)

**第35条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

**第36条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

(理事会の開催)

**第37条** 理事会は、定時理事会として毎年6月及び3月に開催するほか、臨時理事会として必要に応じて開催する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の招集)

**第38条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の1週間前までに文書をもって

通知しなければならない。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の定足数)

**第39条** 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の決議)

**第40条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

この場合において、議長は理事として議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議及び報告の省略)

**第41条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につきその決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りでない。

2 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項の理事会への報告は要しない。

ただし、第29条第4項の報告については、この限りでない。

(理事会の議事録)

**第42条** 理事会の議事については、一般法人法施行規則第15条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## **第8章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

**第43条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第14条についても適用する。

(解散)

**第44条** この法人は、一般法人法で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の禁止)

**第45条** この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

**第46条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、神奈川県又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## **第9章 公告の方法**

(公告の方法)

**第47条** この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故及びその他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法により行うものとする。

## **第10章 雑則**

(委任)

**第48条** この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が定めるものとする。

## **附 則**

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	大熊 隆二	加藤記美男	小林 正	小野 哲
	磯部 政博	仁科 亮	芦澤 敏夫	
監事	久野 和義	吉川 元宣		
- 4 この法人の最初の理事長は、大熊 隆二とする。
- 5 この法人の最初の常務理事は、加藤 記美男とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

加藤 一嘉 森下 俊春 座間 進 原 隆 林 俊明  
田代 雅弘 井手 幸彦 野村 弘明

**附 則**

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成28年9月26日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成29年11月13日から施行する。

**附 則**

この定款は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の公益目的支出計画実施報告書に係る改正後の第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この定款は、令和8年4月1日から施行する。